

「横浜市景観計画（変更の原案）」
「関内地区都市景観協議地区（変更の原案）」

説明会

令和3年4月 横浜市都市整備局

ご説明の流れ

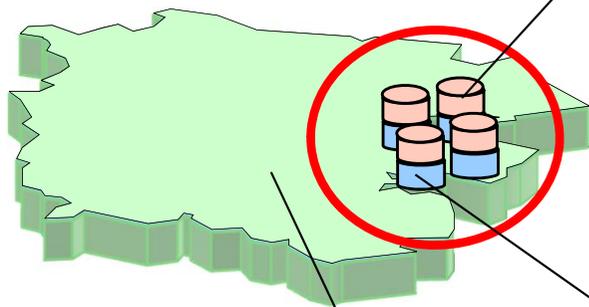
- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

ご説明の流れ

- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

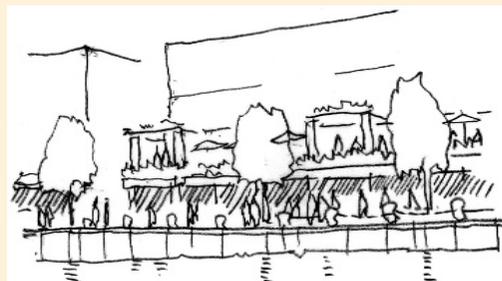
【現在の運用状況】

関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区で地区ごとのルールを運用しています。



②景観条例「都市景観協議地区」

- ・ 魅力を向上させる**定性的**な基準を定めます。
- ・ 事業者と横浜市で**協議**を行います。



創出
にぎわいの



継承
歴史性の

①景観法「景観計画」 (市域全域)

- ・ 斜面緑地の開発行為について、法の高さの制限、緑化の制限を定めます。

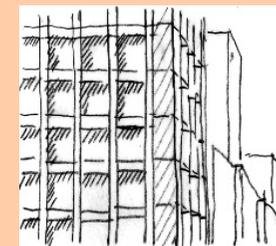


(景観推進地区)

- ・ 建物の形や色、建物高さ等の**定量的**な基準を定めます。
- ・ **届出**・勧告等の緩やかな規制を行います。



高さ
建物の



形
建物の
色

横浜市景観計画の変更

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第2編 横浜市全域にかかるとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

全市のルール

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

第4章 山手地区における景観計画

地区ごとのルール

関内地区都市景観協議地区の変更

みなとみらい21中央地区都市景観協議地区

みなとみらい21新港地区都市景観協議地区

山手地区都市景観協議地区

ご説明の流れ

- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

- 横浜市における景観制度の上位計画「横浜市景観ビジョン」の改定（平成31年3月）
➡ 改定内容を踏まえ、「横浜市景観計画」の記載内容を一部変更

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

- 関内地区市庁舎前面特定地区は旧市庁舎（令和2年6月移転）の存在を前提とした基準等が定められている
➡ 旧市庁舎街区活用事業（令和元年9月事業者決定）の内容を踏まえ、より魅力的な景観を誘導するため、「関内地区における景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」を変更

ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更

- 公共空間（道路等）を活用したイベントの増加や、映像技術の進歩など、屋外広告物に関する状況は変化している
➡ 「関内地区における景観計画」及び「みなとみらい21新港地区における景観計画」の屋外広告物に関する基準のうち、照明装置や映像装置（デジタルサイネージ）などについて、一部基準を緩和・明確化
- 国では、公益上必要な施設（案内図板等）の設置・管理に、民間広告による広告料収入を活用する取組を推進している
➡ 本市においてもこの取組を推進するため、「関内地区における景観計画」及び「みなとみらい21新港地区における景観計画」の屋外広告物に関する基準を一部緩和

ご説明の流れ

- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

<これまでの経緯>

本市では、景観形成の指針となる「横浜市景観ビジョン」を平成18年に策定し、その内容を景観計画における景観形成の方針として掲げてきました。

平成31年3月に「横浜市景観ビジョン」を改定したことから、その内容に合わせて「横浜市景観計画」における景観形成の方針を変更します。

<変更内容>

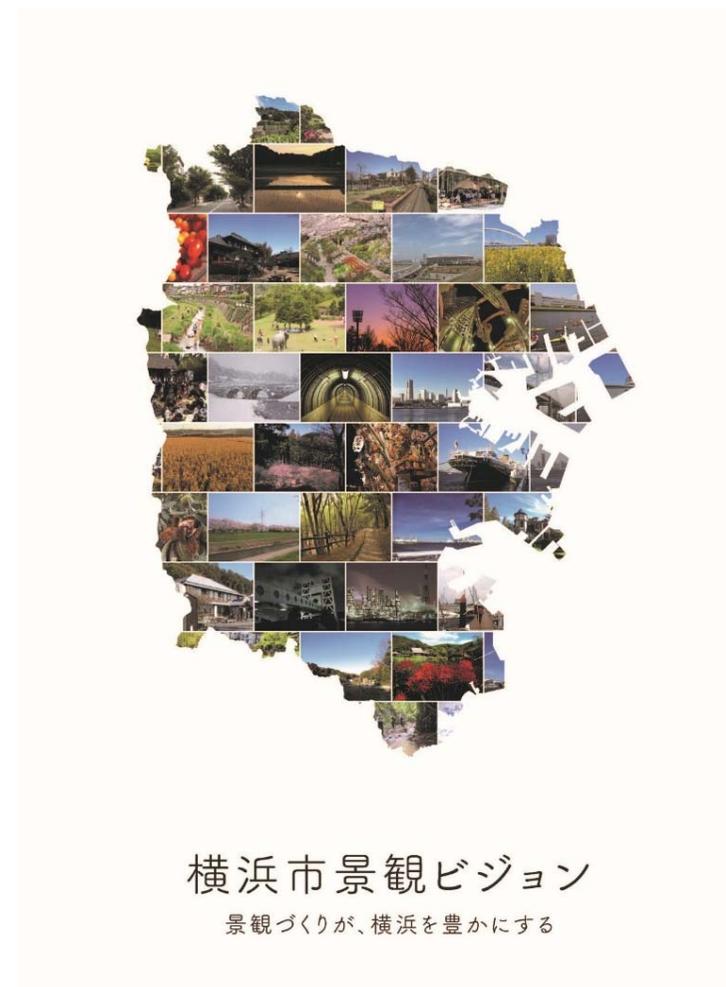
・横浜らしい景観をつくる10のポイント

新たな魅力となる「横浜らしい景観」を生み出していくための、景観づくりにおける大事なポイントを提示

・エリアごとの景観づくりの方向性

市域全域を、景観の特徴をもとに6つのエリアに分類し、それぞれのエリアにおける景観づくりの方向性を提示

以上の内容を「横浜市景観計画」における景観形成の方針として掲げます。



横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第2編 横浜市全域にかかるとの景観計画

- 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

全市のルール

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

- 第1章 **関内地区**における景観計画
- 第2章 **みなとみらい21中央地区**における景観計画
- 第3章 **みなとみらい21新港地区**における景観計画
- 第4章 **山手地区**における景観計画

地区ごとのルール

ご説明の流れ

- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

<これまでの経緯>

旧市庁舎街区では、跡地活用に期待する方向性やイメージを伝えるために、市民意見募集や都市美対策審議会への意見聴取を行いながら「**関内駅周辺地区エリアコンセプトブック（ACB）**」を策定し、事業者の公募開始とともにACBを公表し、令和元年9月に事業予定者を決定しました。

ACBで示している

新たなまちづくりを進めるにあたって継承すべき普遍的な景観形成上の要素

- **関内地区の玄関口としての風格ある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成**
- **大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間の形成**
- **「開港の地」としての歴史性**

これら3つの要素を基本的な考え方とし、基準の変更を行います。

「横浜市景観計画」第3編第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 全域の方針
- 2 地区別の方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為

} 対象行為

3 行為の制限

- (1) 建築物及び工作物の形態意匠
- (2) 樹木・緑地の保全
- (3) 最高高さ
- (4) 壁面の位置の指定
- (4) 特定照明に関する制限

} 具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

2 (2) 変更の内容

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

「関内地区都市景観協議地区」

第1 都市景観協議地区の名称

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

1 関内地区全域の方針

2 地区別の方針

第4 都市景観形成行為

} 対象行為

第5 特定都市景観形成行為

} 都市美対策審議会
意見聴取対象行為

第6 行為指針

1 関内地区全域の行為指針

2 地区別の行為指針

} 具体的な協議内容

2 (2) 変更の内容

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

景観計画

都市景観協議地区

< 「関内駅前特定地区」の設定 >

「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」を一体化し、「関内駅前特定地区」として設定します。



計画図1の1 横浜市景観計画（関内地区）区域

----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

< 景観形成基準の変更 >

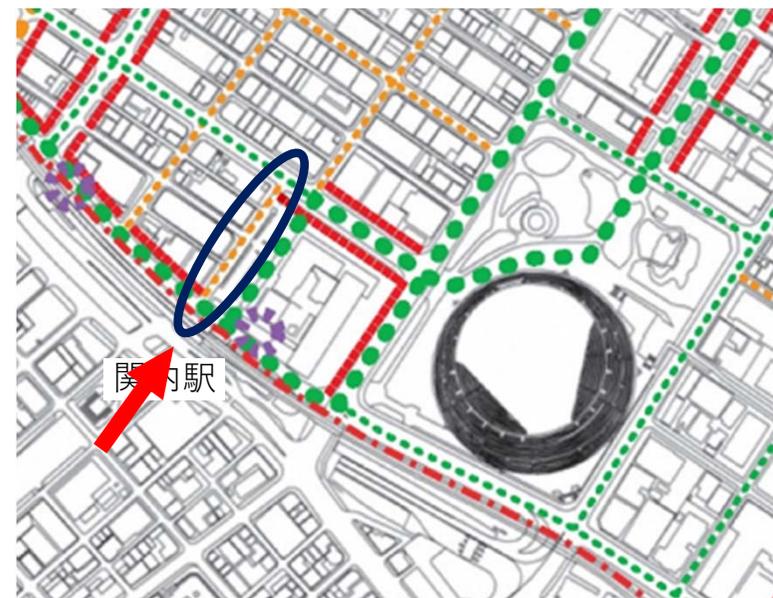
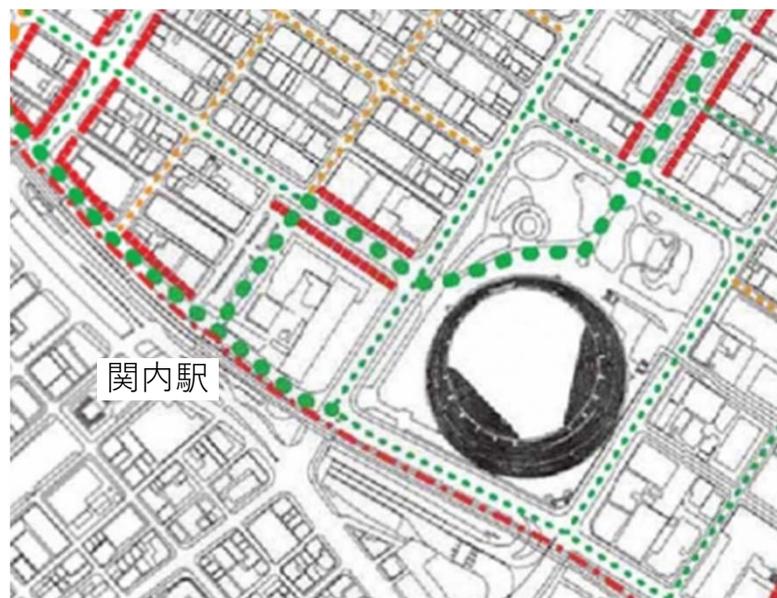
関内駅前特定地区

- a. 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた形態意匠・色彩とします。
- b. 建築物の「駅前広場」に面する部分は、**関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠**とします。特に、関内駅南口の「駅前広場」に面する部分は、**旧市庁舎と調和のとれた形態意匠・色彩**とします。
- c. 建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、開放的なしつらえとし、**賑わいを創出する形態意匠**とします。
- d. 建築物の中低層部は、**関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠**とします。
- e. 建築物の中層部・高層部は、**歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠**とします。
- f. 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた形態意匠・色彩とします。
- g. 関内駅南口の「駅前広場」に面する部分等に設置する工作物は、**旧市庁舎と調和のとれた形態意匠・色彩**とします。

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

< 歩行者ネットワーク街路・駅前広場の指定 >

- 旧市庁舎街区と港町民間街区の間を新たに商業のネットワーク街路（補助ネットワーク街路）に位置づけます。また、みなと大通りを新たに重点歩行者ネットワーク街路に指定します。
- 関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出していくため、関内駅北口と南口に駅前広場を位置付けます。



計画図 1 の 2 歩行者ネットワーク・広場等

< 歩行者ネットワーク街路 >

- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
- (補助ネットワーク街路)

- 商業のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
- 重点歩行者ネットワーク街路



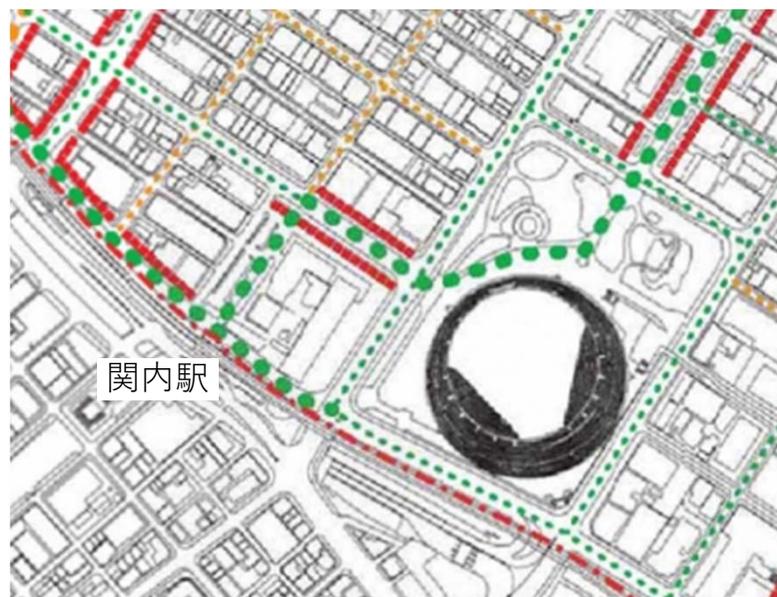
駅前広場

- 横浜市景観計画区域 (関内地区)

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

< 歩行者ネットワーク街路・駅前広場の指定 >

- 旧市庁舎街区と港町民間街区の間を新たに商業のネットワーク街路（補助ネットワーク街路）に位置づけます。また、みなと大通りを新たに重点歩行者ネットワーク街路に指定します。
- 関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出していくため、関内駅北口と南口に駅前広場を位置付けます。



計画図 1 の 2 歩行者ネットワーク・広場等

< 歩行者ネットワーク街路 >

- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
- (補助ネットワーク街路)

- 商業のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
- 重点歩行者ネットワーク街路



駅前広場

横浜市景観計画区域 (関内地区)

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

< 歩行者ネットワーク街路・駅前広場の指定 >

- 旧市庁舎街区と港町民間街区の間を新たに商業のネットワーク街路（補助ネットワーク街路）に位置づけます。また、みなと大通りを新たに重点歩行者ネットワーク街路に指定します。
- 関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出していくため、関内駅北口と南口に駅前広場を位置付けます。



計画図1の2 歩行者ネットワーク・広場等

< 歩行者ネットワーク街路 >

- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
- (補助ネットワーク街路)

- 商業のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
- 重点歩行者ネットワーク街路

- ★ 駅前広場
- 横浜市景観計画区域 (関内地区)

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

< 建築物の最高高さの変更 >

旧市庁舎街区を含む関内駅前地区は、新たに地区計画を策定する手続き中であり、地区計画で高さの最高限度を定めます。



計画図1の5 建築物の最高高さ

31m超75m以下

横浜市景観計画区域（関内地区）

< 壁面位置の指定 >

旧市庁舎街区のみなと大通り側に、新たに壁面後退を指定します。



計画図1の6 壁面位置の指定

..... 道路境界線より2.5m以上の壁面後退

- - - - - 横浜市景観計画区域（関内地区）

イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

<屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限>

現在、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」では、横浜市景観計画における制限内容に基づいた屋外広告物の表示等が行われています。

今後、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」が一体化し、「関内駅前特定地区」となってからも、**おおむね現在と同様の制限内容**となるよう基準を定めます。

<その他>

- 関内駅南口前の道路の整備に関する事項を一部変更します。
- 関内駅南口前の道路占用許可の基準を一部変更します。

ご説明の流れ

- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

「横浜市景観計画」第3編第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 全域の方針
- 2 地区別の方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 行為の制限

} 対象行為

- (1) 建築物及び工作物の形態意匠
- (2) 樹木・緑地の保全
- (3) 最高高さ
- (4) 壁面の位置の指定
- (4) 特定照明に関する制限

} 具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

「横浜市景観計画」第3編第3章
みなとみらい21新港地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

2 届出対象行為から除外する行為

3 行為の制限

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

(2) 高さの最高限度

(3) 壁面の位置の指定

(4) 特定照明に関する制限

} 対象行為

} 具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

| 目的 | 変更の概要 | 該当地区 |
|--|---------------------------|-----------------------------|
| イベントにおける屋外広告物の適切なコントロールによるにぎわい形成促進 | ① 第三者広告（スポンサー広告）の基準緩和 | ・ 関内地区の一部 |
| | ② 内照式照明装置の基準緩和 | ・ 関内地区の一部 |
| | ③ 広告幕（バナーフラッグ）のデザイン基準の明確化 | ・ 関内地区の一部 |
| | ④ 映像装置の基準の明確化 | ・ 関内地区の一部 |
| 案内図板等の公益上必要な施設の設置・管理に、民間広告による広告料収入を活用する取組の推進 | ⑤ 第三者広告（民間広告）の基準緩和 | ・ 関内地区の一部 ・ みなとみらい21新港地区 |
| | ⑥ 映像装置の基準緩和 | ・ 関内地区の一部 |
| 技術の進歩への対応 | ⑦ 映像装置の基準緩和 | ・ みなとみらい21新港地区 |
| 公共交通機関の運行状況表示への映像装置活用への対応 | ⑧ 映像装置の基準緩和 | ・ 関内地区の一部 ・ みなとみらい21新港地区 |

① 第三者広告（スポンサー広告）の基準緩和

現況

関内地区のうち一部の地区については、第三者広告など、自家用屋外広告物※以外の掲出が認められていない。

※一定の大きさ以下の案内・誘導サイン等を除く

※自家用屋外広告物とは

屋外広告物のうち、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの。この動画では、自家用屋外広告物ではない屋外広告物を、便宜的に「第三者広告」と呼んでいます。



イベントの際に掲出するスポンサー広告は自家用屋外広告物ではないため、イベントの際にも原則として掲出できない

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- a. 原則3日以内のイベントで掲出するスポンサー広告で、
- b. 通りに対し平行に設置し、
- c. 広告物の上端の高さが地上から60cm以下

変更後



←掲出可能となる屋外広告物のイメージ

② 内照式照明装置の基準緩和

現況

関内地区のうち一部の地区については、屋外広告物の照明に内照式の照明装置を使用することが認められていない。

※バックライトや箱文字部分に限った内照式照明装置などを除く

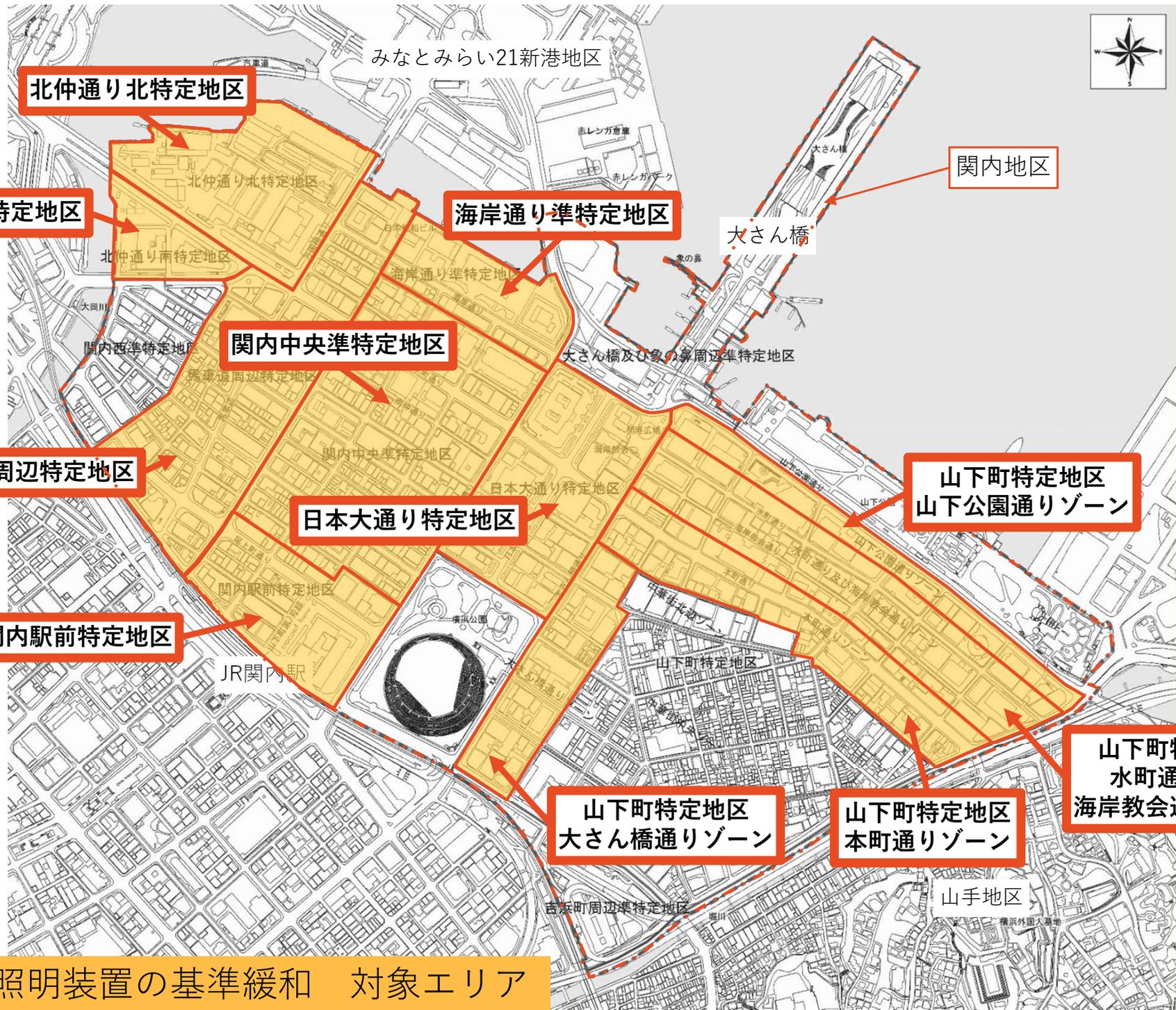


イベントの際に掲出する屋外広告物にも内照式の照明装置を使用できない

変更後

原則7日以内のイベントで掲出する屋外広告物には、内照式の照明装置を使用可能とする。

例：文字が書いてある提灯など



② 内照式照明装置の基準緩和 対象エリア

③ 広告幕（バナーフラッグ）のデザイン基準の明確化

現況

関内地区のうち日本大通り特定地区については、イベントなどで掲出されるバナーフラッグのデザイン調整を行っている。
※道路占用許可基準（デザインが景観上支障のないもの）に基づくデザイン調整



バナーフラッグの例



明確なデザイン基準が無く、地区の景観に調和するデザインの調整に苦慮している

変更後

デザイン調整をより効果的に行うため、新たに以下のデザイン基準を設ける。

※原則7日以内のイベントで掲出するものを除く

- a. 広告表示率が40%以下で、
- b. 地の色は蛍光色ではない単色無地とし、周辺の景観に調和するもの

※広告表示率 = $\frac{\text{文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積}}{\text{フラッグ全体の面積}} (\%)$

判断例



④ 映像装置の基準の明確化

現況

関内地区のうち一部の地区については、屋外広告物に映像装置を使用することが認められていない。
※イベントなどのために一時的に設置し景観上支障がないものを除く

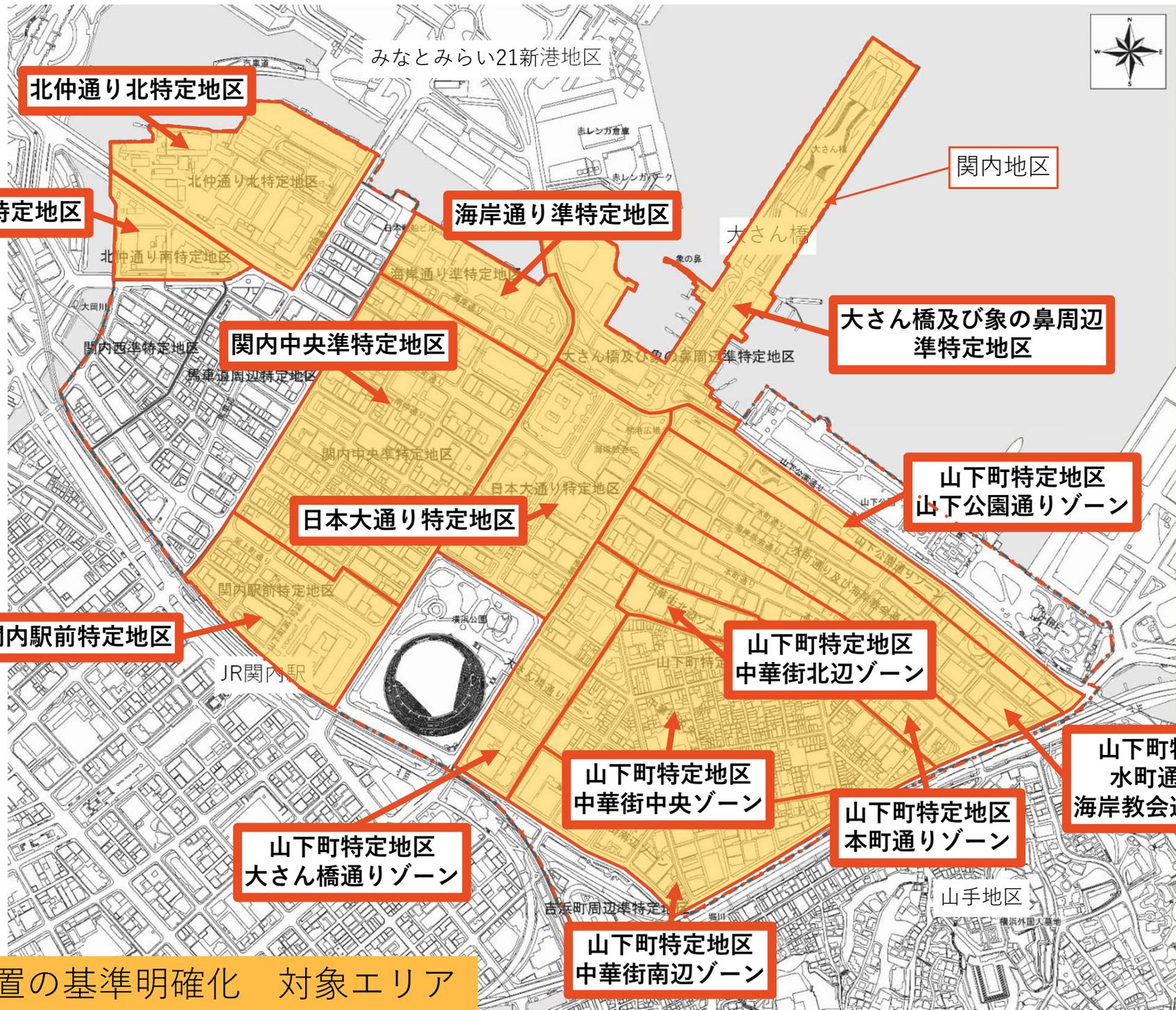


イベントなどのために期間を限って映像装置を使用する場合においても、一定のルールのもと表示されるべき

変更後

以下のとおり、掲出可能な条件を明確化する。

- a. 「一時的」 → 「原則7日以内」
- b. 「景観上支障がない」 → 「文化芸術の振興その他これに類するものを表示する」



⑤ 第三者広告（民間広告）の基準緩和

現況

関内地区のうち一部の地区及びみなとみらい21新港地区については、第三者広告など、自家用屋外広告物以外の掲出が認められていない。

※一定の大きさ以下の案内・誘導サイン等を除く



案内図板等の公益上必要な施設の設置・管理に、民間広告による広告料収入を活用する取組においては、民間広告（第三者広告）の掲出が必須

変更後

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- 公益上必要な施設等に表示し、その広告料収入を施設等の設置・管理の費用に充てるもので、
- 1面あたりの表示面積2㎡以下、上端の高さ3m以下とし、
- 表示面の向きを通りに対して平行とし、
- 表示の内容・デザインの質を担保する仕組みがあり、
- 屋外広告物の掲出物件が広域の範囲で統一したデザインである

掲出可能となる
屋外広告物のイメージ→



⑥ 映像装置の基準緩和

現況

関内地区のうち一部の地区については、屋外広告物に映像装置を使用することが認められていない。

※イベントなどのために一時的に設置し景観上支障がないものを除く



案内図板等の公益上必要な施設の設置・管理に、民間広告による広告料収入を活用する取組においては、公共デジタルサイネージ（映像装置）の設置も促進されている

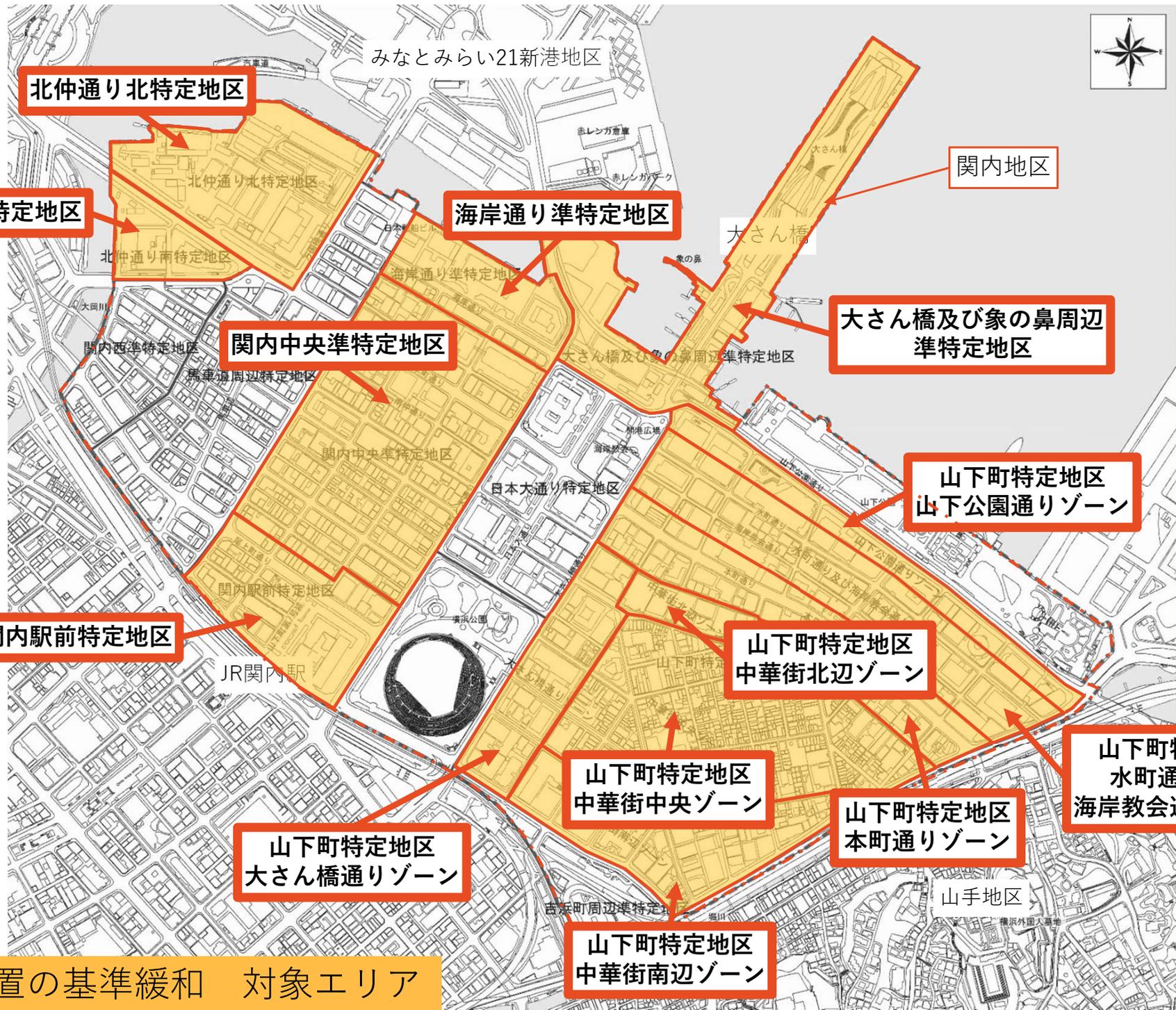
変更後

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- 公益上必要な施設等に表示し、その広告料収入を施設等の設置・管理の費用に充てるもので、
- 1面あたりの表示面積2㎡以下、上端の高さ3m以下とし、
- 表示面の向きを通りに対して平行とし、
- 表示の内容・デザインの質を担保する仕組みがあり、
- 静止画のみを表示し、
- 屋外広告物の掲出物件が広域の範囲で統一したデザインである

掲出可能となる
屋外広告物のイメージ→





⑥ 映像装置の基準緩和 対象エリア

⑦ 映像装置の基準緩和

現況

みなとみらい21新港地区については、屋外広告物に映像装置を使用することが認められていない。

※イベントなどのために一時的に設置し景観上支障がないものを除く

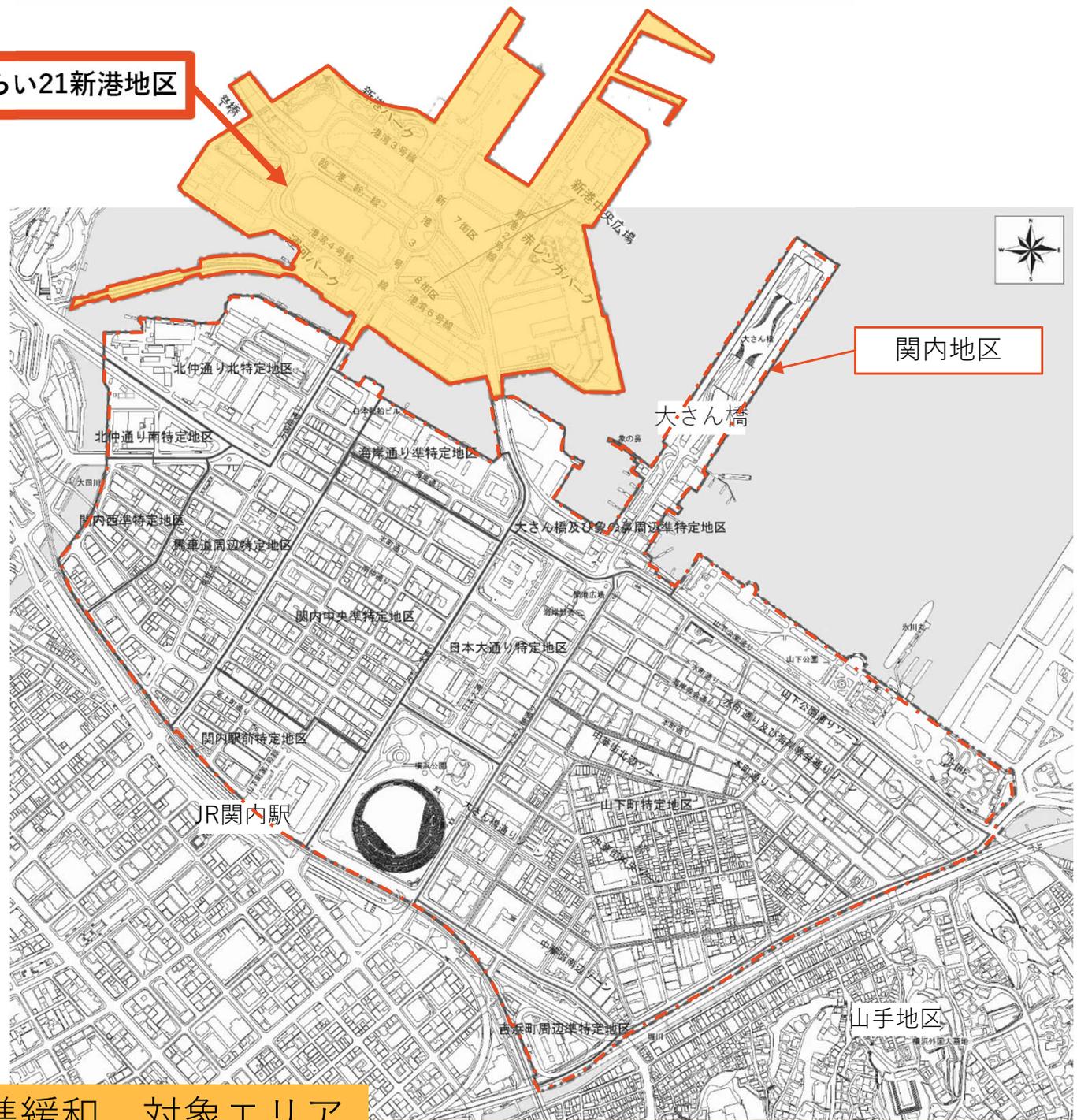


映像技術の進歩により、ポスター広告と遜色のない、質の高い表現が可能となっている

変更後

静止画のみを表示し景観上支障がないものであれば、屋外広告物に映像装置を使用可能とする。

みなとみらい21新港地区



⑧ 映像装置の基準緩和

現況

関内地区のうち一部の地区及びみなとみらい21新港地区については、屋外広告物に映像装置を使用することが認められていない。

※イベントなどのために一時的に設置し景観上支障がないものを除く



公共交通機関の運行状況を表示するものとして、デジタルサイネージ（映像装置）の活用が進められている

変更後

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- a. 公共交通機関の運行状況表示などで、
- b. 1面あたりの表示面積0.6㎡以下

掲出可能となる屋外広告物のイメージ



2 (2) 変更の内容 ウ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応



⑧ 映像装置の基準緩和 対象エリア

- 関内地区のうち、「北仲通り北準特定地区」「北仲通り南準特定地区」について、地区の名称を「準特定地区」から「特定地区」へ変更
※各地区における基準については、地区名称に伴う変更はありません。
- その他、所要の表現修正

ご説明の流れ

- 1 横浜市の景観制度と今回の変更点について
- 2 「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」の市原案について
 - (1) 主な変更点
 - (2) 変更の内容
 - ア 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更
 - イ 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更
 - ウ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための基準の変更
- 3 変更手続きの進め方等について

横浜市景観計画（変更の原案）
関内地区都市景観協議地区（変更の原案） の作成

横浜市景観計画 変更の原案等の説明会の開催（この動画）

横浜市景観計画（変更の原案）
関内地区都市景観協議地区（変更の原案） の縦覧・意見書受付
4/16(金)～4/30(金)

横浜市景観計画（変更の案）
関内地区都市景観協議地区（変更の案） の確定

都市美対策審議会・都市計画審議会への意見聴取

横浜市景観計画（変更）
関内地区都市景観協議地区（変更） の告示

横浜市景観計画（変更）
関内地区都市景観協議地区（変更） の施行

○ **関内駅前特定地区の内容に関する問合せについて**

都市整備局都心再生課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階

(TEL) 045-671-3963 (FAX) 045-664-3551

○ **上記以外の問合せについて**

都市整備局景観調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階

(TEL) 045-671-3470 (FAX) 045-550-4935

これで「横浜市景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」
の変更の市原案の説明を終了します。
ご覧いただき有難うございました。
